

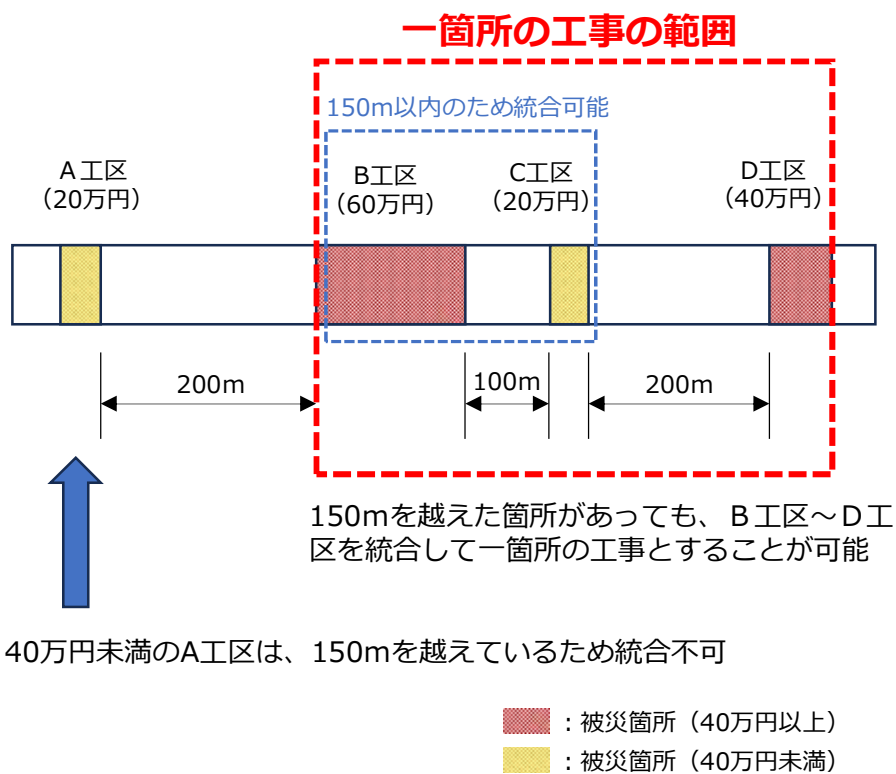
質 疑 応 答

3-26 被災箇所の統合について、150m（暫定法）を超えた統合も可能としているのか。

大規模災害査定方針適用時において、被災した箇所が暫定法（150m（漁港施設の場合100m））及び負担法（100m）の規定に基づく間隔で連続しているものに係る工事を一箇所の工事とする現行の取扱いに加え、工事の工期や発注単位を勘案して、これら間隔を超える箇所であっても「統合」することが可能です。また、150m以内（又は100m以内）の被害箇所が繋がる等により、一箇所の工事の規模が大幅に拡大するような場合において、適度な工事発注単位等に分割することを可能としています。

ただし、暫定法等で定める限度額未満（1箇所の工事の費用が40万円未満で150mを超える箇所等）のものを統合することはできません。

【用排水路、道路の場合の例】



(参考)

大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針の解説について（令和6年7月改定）（令和6年7月12日付け災害対策室長事務連絡）